

・水道水が有すべき性状に関する項目(20 項目)

No.	項目名	基準値	区分	説明
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して 1.0mg/l以下であること	色	鉱山・工場排水や亜鉛メッキの水道管由来の水から検出されることがある。高濃度になると水が白濁する。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して 0.2mg/l以下であること		鉱山・工場排水や、浄水過程で使用するアルミニウム系凝集剤に由來した水に含まれることがあり、高濃度だと白濁の原因となる。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して 0.3mg/l以下であること		鉄製の水道管由来の水から検出されることがあり、高濃度に含まれるとカナガ臭や苦味、洗濯物等の着色の原因となる。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して 1.0mg/l以下であること		鉱山・工場排水や銅・真鍮製の給水装置由来の水から検出されることがある。高濃度になると洗濯物や器具を青色に着色する原因となる。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して 200mg/l以下であること	味覚	海水や水道用塩素系消毒剤等に由来し、高濃度に含まれると味覚を損なう原因となる。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して 0.05mg/l以下であること	色	鉱山・工場排水や地質由来の地下水で検出されることがあり、消毒用塩素で酸化されると黒色を呈することがある。
38	塩化物イオン	200mg/l以下であること	味覚	海水や地質由来の地下水、下水、家庭排水等で検出され、高濃度に含まれると塩味を感じる原因となる。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/l以下であること		カルシウム、マグネシウムの含量をさす。主に地質由来。硬度が低すぎると淡白でコクのない味がし、高すぎると口に残るしつこい味がする。
40	蒸発残留物	500mg/l以下であること	におい	水を蒸発されたあとに残る残留物で、主な成分はカルシウム、マグネシウム、珪酸等の塩類。残留物が多いと苦味や渋味を付け、適度に含まれるまろやかな味を出すとされる。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下であること		主に洗濯用、台所用洗剤に由来し、高濃度に含まれると発泡の原因となる。
42	ジェオスミン	0.00001mg/l以下であること		湖沼等の富栄養化に伴い発生するカビ臭の原因物質で、アナバナなどの藍藻類によって産生される。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下であること		湖沼等の富栄養化に伴い発生するカビ臭の原因物質で、フルミジウムやオシラトリアなどの藍藻類によって産生される。
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下であること	発泡	合成洗剤や乳化剤、分散剤として用いられており、発泡の原因となる。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して 0.005mg/l以下であること	におい	工場排水に含まれることがあり、微量でも灼くような特有の異臭味の原因となる。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/l以下であること	味覚	有機汚濁物質の直接的な指標。土壤に起因するほか、し尿や下水によっても増加する。水道水中に多いと渋味の原因となる。
47	pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること	基礎的性状	酸性、アルカリ性の指標。pH7が中性、7未満で値が小さいほど酸性が強く、7超で値が大きいほどアルカリ性が強いことを意味する。
48	味	異常でないこと		海水や排水、薬品類の混入、あるいは藍藻類等の繁殖に由来する場合や、水道水では配管や器具・装置に由来する場合がある。
49	臭気	異常でないこと		同上。
50	色度	5 度以下であること		水についた色の程度を示す。基準値内ではほぼ無色に感じられる。色度を高める主な原因物質は、フミン質、金属類。
51	濁度	2 度以下であること		水の濁りの程度を示す。基準値内では、ほとんど透明と感じられる。